

手話言語理解促進事業について

「中野区手話言語条例」及び「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることに対する理解を促進するための「手話言語理解促進事業」を次のとおり実施する。

1 事業の考え方

令和2年4月1日に「中野区手話言語条例」及び「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」が施行され、区の責務として、手話が言語であることに対する理解を促進するための必要な施策や、意思疎通手段の普及に必要な施策を実施することが規定されている。

また、令和4年度に実施した「障害福祉サービス意向調査」では、「障害者に対する理解はどの程度進んでいるか」という設問項目に対して、「十分に進んでいる」及び「ある程度進んでいる」と回答した人の割合は3割程度であり、高いとは言い難い状況である。

こうしたことを踏まえ、手話を使用する全ての人に対して社会的障壁がない地域生活を実現する一助とするため、日常生活や社会生活を営む上で必要である手話について、理解を深める機会を創出する。

2 令和8年度の事業概要（予定）

（1）実施時期

手話言語国際デーである9月23日を含めた2日間

（2）場所

中野区役所本庁舎1階 オープンスペース

（3）事業内容

2日間にわたり、以下のイベントを開催する。

ア イベント1

①内容

手話を使った脱出ゲームの開催

②対象者

区内在住、在勤、在学の小学5年生から中学3年生の方とその保護者

90組（1組あたり2～4名）

イ イベント2

①内容

手話をテーマとした映画上映、映画出演者によるトークショー

②対象者

区内在住、在勤、在学の方100名

ウ イベント3

区役所本庁舎を「世界平和を表す青色」にライトアップ

3 今後の事業の方向性

広く手話言語の理解を促進していくため、イベント内容や会場などを幅広く考慮しながら、参加者アンケートの結果も踏まえて実施していく。